令和８年度第１回箱根町都市計画審議会　会議録

１．日　時　令和８年９月 29 日（火）午後２時～３時 25 分

２．場　所　本庁舎４階 第１～３会議室

３．出席者【委　員】

沖津委員、川口委員、折橋委員、對木委員、田代委員、松井委員、七目木委員、宮本委員、木村道路都市課長（代理出席）

【箱根町】

町長、環境整備部長、都市整備課長、都市整備課副課長、都市計画係長、景観推進係長、都市計画係主任主事、都市計画係技師、景観推進係技師、都市計画マスタープラン等策定委託業者㈱エックス都市研究所

４．内　容

１　開会

町長の挨拶に続き、次第に則って進行した。

２　議事内容

（１）会長の選出

環境整備部長	「会長の選出」までの間、進行役を務めさせていただくので、会議の円滑な運営にご協力をお願いしたい。 出席委員は９名であり、定足数に達していることから会議を開催する。 箱根町都市計画審議会条例に基づき、学識経験者の中から会長を選出することになるが、選出方法についてご意見はないか。
Ａ委員	事務局案はあるか。
都市整備課副課長	前回の開催時と同様に松井委員はいかがか。
環境整備部長	松井委員を推薦したいというご意見があったがいかがか。
委員多数	賛成
環境整備部長	松井委員を会長に決定する。就任のご挨拶をお願いしたい。
会長	- 挨拶 -
環境整備部長	松井会長に引き継ぎ、「会長職務代理者の選出」から会議を進行していただくこととする。

（２）会長職務代理者の選出

会長	以降の議題から進行させていただくが、会議の円滑な運営について特段のご協力をお願いする。 また、本日の会議は、箱根町附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき、町ホームページにおいて開催を事前に周知しているが、傍聴希望はなかったもの。 引き続き、「会長職務代理者の選出」について、箱根町都市計画審議会条例の規定により、会長が職務代理者を指名することになっているが、私としては、對木委員にお願いしたいと思う。
委員多数	異議なし
会長	對木委員に会長職務代理者をお願いする。

（３）議題１（都市計画マスタープランの策定について）

会長	議題１の「都市計画マスタープランの策定」について、町側の説明を求める。
都市計画係長	- 資料１、資料１-１、資料３に基づき説明 -
会長	町側の説明内容について、何かご質問はあるか。
Ｂ委員	資料１の 12 ページ「①防災力の強化」の中で、「大規模地震に備え、町民が安全・安心して住まえ、観光客が滞在できる環境を整える必要があります。」との記載があるが、この表現の中に、近年インバウンドの方々が増加し、災害時の帰宅困難者の受け入れが課題となっていることも含まれているという認識でよいか。
都市計画係長	ご認識のとおりである。帰宅困難者の関係については、地域別ワークショップの中でもご意見をいただいている。
Ｂ委員	資料１の 16 ページ「(２)まちの将来人口」について、日本人は減っていくが、外国人が増えるため、今後の総人口は現在と大きく変わらないという認識でよいか。
都市計画係長	ご認識のとおりである。総人口は現在から大きく変わらない見込みである。

Ｂ委員	資料１の 27 ページ「③広域的交通網の整備」の中で、「足柄幹線林道の一般車通行規制緩和を引き続き促進します。」と箱根町が主体的であるかのような書き方をしているが、足柄幹線林道は神奈川県が管理している道路であるため、記載方法を再度検討していただきたい。47 ページにも同様の記載があるため、併せて確認いただきたい。
都市計画係長	記載方法を再度検討する。
Ａ委員	景観の眺望に関することについて、近年は樹木が大きくなり眺望を阻害している場所が見受けられるが、眺望の確保にあたり、今後どのような取組みを行うのか。
都市整備課副課長	地域別ワークショップの中でも眺望に関するご意見をいただいたため、土地所有者を確認するとともに、先進事例等を研究しながら対応を検討する。併せて、眺望点の指定についても検討していく。
Ｃ委員	資料１の 12 ページ「②住居環境の維持向上と多様化する社会への対応」の中で、「空き家を活用した民泊も増加している」との記載があるが、民泊についてどのように考えているのか。
都市整備課副課長	地域別ワークショップの中では、ゴミ出しのトラブルについて不安という声があった。民泊に対するガイドラインを通して、事業者の方々にはルールを守っていただくようお願いするとともに、保健所と連携しながら対応を引き続き検討する。

（４）議題２（立地適正化計画の策定について）

会長	議題２の「立地適正化計画の策定」について、町側の説明を求める。
都市計画係長	- 資料２に基づき説明 -
会長	町側の説明内容について、何かご質問はあるか。
Ｄ委員	都市計画マスタープランおいて、湖尻周辺を準観光商業地に指定するとのことであったが、立地適正化計画では、居住誘導区域や都市機能誘導区域に指定しておらず、このことについてどのように考えているのか。

都市計画係長	立地適正化計画の制度上、用途地域内にのみ居住誘導区域や都市機能誘導区域を指定することが可能となっている。湖尻周辺を無指定地域とすることで、既存の観光施設を除き、自然が守られてきたという経緯があることから、用途地域の指定については慎重に検討する必要があると考えている。
Ｃ委員	大規模地震等があった際には、乙女峠を抜けて御殿場方面に避難することが想定されるが、周辺では大規模な樹木の伐採が行われ、大雨が降った際には崩れる恐れがある。そのため、裾野方面に避難することも選択肢としてあるが、どのように考えているのか。
都市計画係長	仙石原では、過去の台風により道路が通行止めになったこともあり、地域別ワークショップの中でもご意見をいただいた。このような状況を踏まえ、資料１の 50 ページの中で、災害発生時における広域連携や裾野インターチェンジへのアクセス道路として活用が期待される県道 738 号（仙石原新田線）の整備を引き続き促進することとしている。

（５）議題３（その他）

Ｄ委員	ごみ処理の中継施設がすでに稼働しているが、焼却場の都市計画決定の変更についてはどのようになるのか。
都市計画係長	神奈川県の都市計画課に相談したところ、変更しなければならないという指示は出ていないため、必要に応じて検討していきたい。
Ｅ委員	居住誘導に関する説明があったが、現在の空き家バンクの登録状況はどのようになっているのか。
都市計画係長	空き家バンクは移住支援団体の「ハコネステイル」という組織に業務を委託し、ホームページで情報を発信しているが、現在は４物件が登録されている。
会長	事務局からは何かあるか。
景観推進係技師	- 景観計画等の改定について説明 - 景観法に基づく景観計画と景観条例の改定作業に着手した。令和９年度までの２ヶ年事業となっており、事業の進捗状況等については、改めて都市計画審議会を開催し報告する。

会長	町側の説明内容について、何かご質問はあるか。
委員多数	特になし。
会長	その他意見等ないようなので、これで審議会を終了する。

以上